



★産後ケア事業★（宿泊型・通所型・訪問型）

出産後のお母さんと赤ちゃんのためのサポートです♥

出産後1年までのお母さんと赤ちゃんの生活を応援するための事業で、お母さんや赤ちゃんのケアや育児サポート（授乳・沐浴・育児相談）を受ける事ができます。

・利用できる方

城陽市に住民票のある産後1年までのお母さんで、ご家族などから協力が得られない、育児に不安や疲れを感じている等の方

※母子および同居家族のいずれかが感染症疾患等にかかっていたり、母子のいずれかが医療行為を必要とする場合は、利用できません。

・ケアの内容・利用期間

- ①お母さんのケア（体調管理・育児相談・休養〈宿泊型、通所型のみ〉など）
- ②赤ちゃんへのケア（発育・発達の確認）
- ③育児サポート（お風呂の入れ方・授乳の仕方などの助言など）



	宿 泊 型	通 所 型	訪 問 型
実施場所	中部産婦人科、曾我産婦人科 井出産婦人科、京都田辺中央病院 産後ケア施設 baby.mam (baby.mamSHIJO：出産後4か月未満が対象 baby.mamSANJO：出産後4か月以上が対象)	あみ助産院	ご自宅へ訪問します
利用料 *直接助産師か医療機関でお支払いください。	1泊（24時間以内） 6,000円 ※1 下記の産後ケア施設をご利用の場合は上記利用料に+オプション代が費用としてかかります。 【オプション代】 baby.mamSHIJO +3,000円 baby.mamSANJO +4,000円	1回 4,000円 ※2 多胎産婦さんがご利用の場合保育のため上記+2,000円（子ども2人目以降1人につき）の費用がかかります。	1回 2,000円
	市民税非課税世帯・生活保護世帯・中国残留邦人等の支援給付受給世帯の方は無料 ※1. ※2については、別途費用がかかります。		
利用時間と利用上限	利用開始から24時間以内を1泊とし、 <u>7泊まで</u>	1回およそ6時間とし、 <u>7回まで</u> (9:00~17:00の間)	1回2時間半から3時間以内とし <u>5回まで</u> (平日9:00~17:00の間)

・申請方法

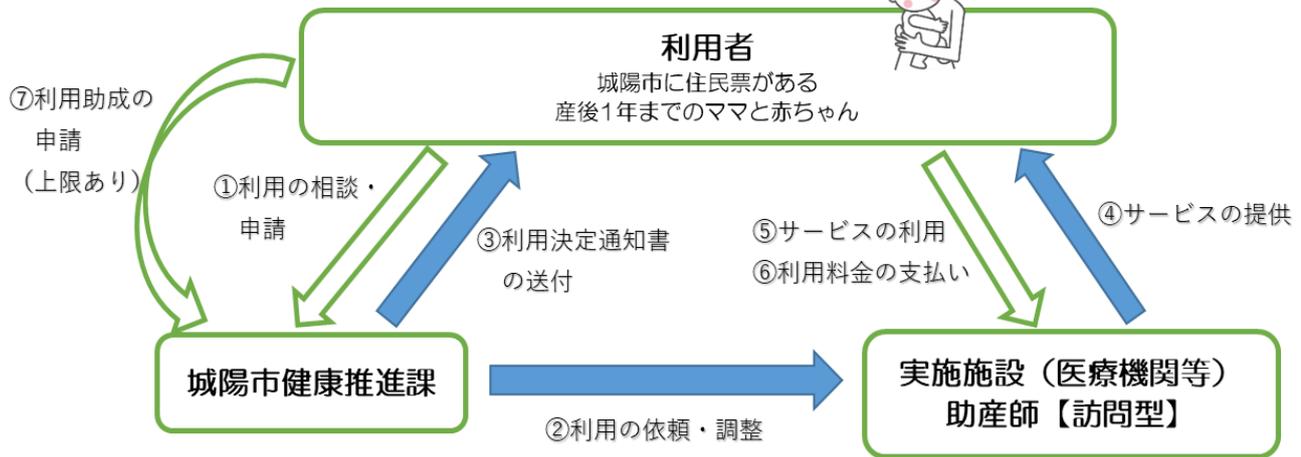
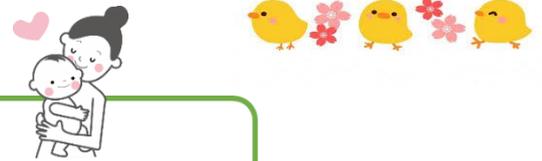
「産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書」に必要事項をご記入いただき、城陽市健康推進課に提出してください。※申請用紙は健康推進課の窓口、またはJOYO♡KIDSよりダウンロードできます。



▶問い合わせ先

城陽市健康推進課（城陽市保健センター）電話：0774-55-1111

・産後ケア事業の利用の流れ



お願い

- ・産後ケア事業を変更・中止（キャンセル）する場合は、利用日の2日前（休日にあたる時は、利用日に最も近い開庁日）までに必ず城陽市健康推進課に連絡してください。
- ・事前連絡なくキャンセルされた場合は利用料を支払っていただくことになりますので、ご注意ください。

◎産後ケア事業利用助成事業について



産後ケア事業の利用料の一部に助成を行っています!!!

産後ケア事業で支払った利用者負担金について、市へ申請することで助成額をお支払いします。

助成回数の上限は5回（泊）分で、1回最大2,500円です。

・対象となる方

産後ケアの申請をし、宿泊・通所・訪問の産後ケアを受けた方。

※令和7年4月1日以降に利用された産後ケアが対象となります。

※市民税非課税世帯・生活保護世帯・中国残留邦人等の支援給付受給世帯の方は対象外

・必要書類

城陽市産後ケア事業利用助成申請書兼請求書 ※申請用紙は健康推進課にあります。

領収書原本（利用料金の支払いの際に医療機関等から渡されたもの）

振込先（口座番号）がわかるもの

・申請方法

保健センター窓口まで持参、または郵送にて必要書類を提出してください

・申請期限

産後ケアを利用した年度の3月31日まで（3月31日が土日・祝の場合は、前開庁日まで）

▶問い合わせ先

城陽市健康推進課（城陽市保健センター）

電話：0774-55-1111